

現 行	改 定 後
<p>I 外貨預金共通規定</p> <p>3. (預金口座への受入れ)</p> <p>(1) この預金口座に受入れできるものは次のとおりです。なお通貨の種類は、<u>当行が別途定めるところによります。</u></p> <p>①現金および外国通貨 (硬貨を除く)</p> <p>②外国為替による振込金</p> <p>(2) 略</p> <p>4. (払戻し)</p> <p>(1) 外貨預金は、<u>当行所定の場合を除き、</u>本邦通貨以外の通貨で現金により払戻すことはできないものとします。</p> <p>(2) 略</p>	<p>I 外貨預金共通規定</p> <p>3. (預金口座への受入れ)</p> <p>(1) この預金口座に受入れできるものは次のとおりです。なお通貨の種類は、<u>当行が別途定めるところによります。</u></p> <p>①現金 (外国通貨現金による受入れはできません。)</p> <p>②外国為替による振込金</p> <p>(2) 略</p> <p>4. (払戻し)</p> <p>(1) 外貨預金は、本邦通貨以外の通貨で現金により払戻すことはできないものとします。</p> <p>(2) 略</p>
<p>II 外貨普通預金規定</p> <p>3. (預金口座からの払戻し)</p> <p>この預金の払戻しをするときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章 (または署名) により記名押印 (または自署) して、円預金口座の通帳とともに口座開設店に提出してください。<u>外国通貨現金による払戻しは当該通貨または店舗によりお取扱いできない場合があります。</u></p>	<p>II 外貨普通預金規定</p> <p>3. (預金口座からの払戻し)</p> <p>この預金の払戻しをするときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章 (または署名) により記名押印 (または自署) して、円預金口座の通帳とともに口座開設店に提出してください。</p>